「令和6年度地域おこし協力隊等地域づくり人材養成事業」企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度地域おこし協力隊等地域づくり人材養成事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

3 委託業務の目的

人口減少社会に対応した持続可能な地域づくりを推進するため、地域課題の解決や地域の活力 の維持・創出等に資する地域づくりの担い手を育成することは必要不可欠である。本業務では、 地域おこし協力隊を始めとした地域づくり人材の育成及び県内各地域への集積と定着を促進し、 地域の活性化を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

県内の地域づくり活動の担い手となる人材を養成するため、地域づくり活動に取り組んでいる方 や関わりのある方等を対象として、研修会、講演会、セミナー等を企画・運営することとし、受注 者は、次の(1)から(4)を満たす事業を提案すること。

(1) 地域おこし協力隊等初任者研修会の実施

項目	内容等
対象者	(イ) 県内の地域づくりに関わる方(地域おこし協力隊員、集落支援員、ま
	ちづくり協議会員、地域づくり団体で活動している方等)の初任者。特に委
	嘱から概ね1年以内の地域おこし協力隊員をメインターゲットとする。ただ
	し、2年目以降の者でも必要があれば参加可能とする。
	(ロ) 県内市町村の地域おこし協力隊等担当者(所管課、受入担当課、人事
	担当課等)
開催時期	令和6年7月下旬から8月下旬(土・日・祝日は除く)
	ただし、令和6年8月13日から令和6年8月16日は除く。
開催回数	1回
想定参加者数	(イ) 県内の地域づくりに関わる方 50名程度
	(ロ) 県内市町村の地域おこし協力隊等担当者 25名程度
開催場所	県内開催とする。また、具体的な会場については発注者と協議し、参加人数
	や実施内容に合わせて、適切な会場を確保すること。
開催方法	現地開催とする。
企画内容	地域づくり人材として必要となる基本的な知識や業務の進め方等の習得に
	資するものとし、次の項目をプログラムに含めることを必須とする。また、

必須項目以外にも有効となりえる項目がある場合は、提案内容に含めるこ と。 (イ) 基調講演(地域づくりに関わる者の心構え等) (ロ) 地域・行政の仕組み(自治体予算の仕組み、担当課との関わり方等) (ハ)事例発表(県内) (二) 分科会(隊員等向け、市町村職員向け) (ホ) 交流会 (イ) 基調講演 1名 講師 総務省地域おこし協力隊サポートデスク専門相談員、総務省地域おこし協力 隊アドバイザー又は地域おこし協力隊全国ネットワーク協力者の中から提 案すること。 (ロ) 地域・行政の仕組み 1名 地域おこし協力隊制度に精通し、かつ地域・行政に関する知見を有する者を 提案すること。 (ハ)事例発表 2名以上 地域協力活動の実態に精通している県内の地域おこし協力隊 OB・OG を提案 すること。 ファシリテーター (イ)分科会(隊員等向け) 1名以上 前項の「基調講演」、「地域・行政の仕組み」又は「事例発表」で提案した講 師が務めること。 (ロ)分科会(市町村職員向け) 1名以上 前項の「基調講演」又は「地域・行政の仕組み」で提案した講師が務めるこ と。 備考 (イ) 提案内容には、開催日時、目標参加者数、開催場所、開催方法、企画 内容を含めること。 (ロ) 単日開催とし、開催日時は発注者と協議の上、最終決定すること。 (ハ) 参加者負担を考慮した日時及び会場の設定とすること。 (ニ) 講師及びファシリテーターの概略(氏名、勤務先名、職名、経歴、保 有資格等)を記載すること。 (ホ) 本仕様書4(3)に係る事業内容と重複しないように留意すること。 (へ) ファシリテーターは、「分科会(隊員等向け)」と「分科会(市町村職 員向け)」で重複しないように留意すること。 (ト) 交流会は、研修会終了後に研修会場近辺の飲食店等で開催することを 基本とし、会場の手配や参加者の取りまとめ等を行うこと。なお、交流会中 の企画については提案を要さず、業務受注後に発注者と協議の上、決定する こと。

(2) 地域おこし協力隊等ステップアップ研修会の実施

項目	内容等
対象者	県内の地域づくりに関わる方(地域おこし協力隊員、集落支援員、まちづく
	り協議会員、地域づくり団体で活動している方、地方自治体職員等)。特に2
	から3年目の地域おこし協力隊員をメインターゲットとする。ただし、初任
	者でも必要があれば参加可能とする。
開催時期	令和6年9月下旬から10月下旬(土・日・祝日は除く)
	ただし、令和6年10月1日及び令和6年10月2日は除く。
開催回数	1回
想定参加者数	20名程度
開催場所	県内開催とする。また、具体的な会場については発注者と協議し、参加人数
	や実施内容に合わせて、適切な会場を確保すること。
開催方法	現地開催とする。
企画内容	地域づくり人材として活躍していくために必要な知識や技術の習得に資す
	るものとし、次の項目をプログラムに含めることを必須とする。また、必須
	項目以外にも有効となりえる項目がある場合は、提案内容に含めること。
	(イ) 基調講演 (起業・就業・事業承継等に関すること)
	(ロ) 事例・体験等紹介(県内外)
	(ハ) 演習 (ビジネスプラン作成等)
講師	1名
	起業やキャリア形成等に関する知見を有する者を提案すること。
ファシリテーター	1名以上
	前項で提案した講師が務めること。ただし、必要があれば追加で提案するこ
	とも可とする。
備考	(イ)提案内容には、開催日時、目標参加者数、開催場所、開催方法、企画
	内容を含めること。
	(ロ) 単日開催とし、開催日時は発注者と協議の上、最終決定すること。
	(ハ) 参加者負担を考慮した日時及び会場の設定とすること。
	(二) 講師及びファシリテーターの概略(氏名、勤務先名、職名、経歴、保
	有資格等)を記載すること。

(3) 地域おこし協力隊等合同研修会の実施

項目	内容等
対象者	県内の地域づくりに関わる方(地域おこし協力隊員、集落支援員、まちづく
	り協議会員、地域づくり団体で活動している方等)。特に地域おこし協力隊
	員をメインターゲットとする。

開催時期	令和6年11月下旬から令和7年1月下旬(土・日・祝日は除く)
開催回数	1回
想定参加者数	60名程度
開催場所	県内開催とする。また、具体的な会場については発注者と協議し、参加人数
	や実施内容に合わせて、適切な会場を確保すること。
開催方法	現地開催とする。
企画内容	地域づくり人材として人材間の交流推進に資するものとし、次の項目をプロ
	グラムに含めることを必須とする。また、必須項目以外にも有効となりえる
	項目がある場合は、提案内容に含めること。
	(イ) 基調講演(地域づくりに求められるネットワーク等)
	(口) 事例発表(県内外)
	(ハ) 分科会 (ロードマップ作成等)
	(二) 交流会
講師	(イ) 基調講演 1名
	総務省地域おこし協力隊サポートデスク専門相談員、総務省地域おこし協力
	隊アドバイザー又は地域おこし協力隊全国ネットワーク協力者の中から提
	案すること。
	(口) 事例発表 2名以上
	地域協力活動の実態に精通している県内外の地域おこし協力隊 OB・OG を提
	案すること。
ファシリテーター	分科会 2名以上
	前項の「基調講演」及び「事例発表」で提案した講師が務めること。
備考	(イ)提案内容には、開催日時、目標参加者数、開催場所、開催方法、企画
	内容を含めること。
	(ロ) 単日開催とし、開催日時は発注者と協議の上、最終決定すること。
	(ハ)参加者負担を考慮した日時及び会場の設定とすること。
	(ニ) 講師及びファシリテーターの概略(氏名、勤務先名、職名、経歴、保
	有資格等)を記載すること。
	(ホ)本仕様書4(1)に係る事業内容と重複しないように留意すること。
	(へ) 交流会は、研修会終了後に研修会場近辺の飲食店等で開催することを
	基本とし、会場の手配や参加者の取りまとめ等を行うこと。なお、交流会中
	の企画については提案を要さず、業務受注後に発注者と協議の上、決定する
	こと。

(4) 地域おこし協力隊等市町村担当者研修会の実施

項目	内容等
対象者	県内市町村の地域おこし協力隊等担当者(所管課、受入担当課、人事担当課
	等)
開催時期	令和6年11月下旬から令和7年2月中旬(土・日・祝日は除く)
開催回数	1回
想定参加者数	3 5 名程度
開催場所	県内開催とする。また、具体的な会場については発注者と協議し、参加人数
	や実施内容に合わせて、適切な会場を確保すること。
開催方法	現地開催とする。
企画内容	県内市町村による地域おこし協力隊等の受入拡大、活動・定着支援の強化に
	資するものとし、次の項目をプログラムに含めることを必須とする。また、
	必須項目以外にも有効となりえる項目がある場合は、提案内容に含めるこ
	と。
	(イ) 基調講演(地域おこし協力隊等担当者に求められる支援等)
	(口) 事例発表(県外)
	(ハ) 分科会 (事例対応シミュレーション等)
講師	(イ) 基調講演 1名
	総務省地域おこし協力隊サポートデスク専門相談員、総務省地域おこし協力
	隊アドバイザー又は地域おこし協力隊全国ネットワーク協力者の中から提
	案すること。
	(口) 事例発表 2名以上
	地域おこし協力隊の受入や活動支援に積極的に取り組んでいる県外市町村
	の地域おこし協力隊等担当者を提案すること。
ファシリテーター	1名以上
	前項の「基調講演」で提案した講師が務めること。ただし、必要があれば追
	加で提案することも可とする。
備考	(イ) 提案内容には、開催日時、目標参加者数、開催場所、開催方法、企画
	内容を含めること。
	(ロ) 単日開催とし、開催日時は発注者と協議の上、最終決定すること。
	(ハ) 参加者負担を考慮した日時及び会場の設定とすること。
	(ニ) 講師及びファシリテーターの概略(氏名、勤務先名、職名、経歴、保
	有資格等)を記載すること。

(5) 企画実施にあたっての共通留意事項

イ 研修等の催事名について、わかりやすく受講意欲を高める名称を提案すること。

- ロ 参加者相互、参加者と講師等のつながりづくりに配慮したプログラム構成とすること。
- ハ 効果的な参加者の募集活動を行うこと。募集に要する経費は委託金に含むこと。
- ニ 参加者の研修会場までの交通費、宿泊費、食費及び交流会参加費については、原則として 参加者の自己負担とすること。
- ホ 企画実施毎に参加者アンケートを実施し、集計の上、傾向や課題を分析すること。なお、分析結果については、発注者に提出する業務完了報告書に記載すること。

5 業務実施体制

- (1) 受注者は、委託契約締結後、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員(業務従事者) を適切に配置するとともに、速やかに受注者側の実施体制を明確にすること。
- (2) 受注者は、業務従事者の中から、業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。

6 事業の進捗状況

- (1) 受注者は、本業務の進捗状況等について、発注者が求める方法により毎月報告すること。
- (2) 受注者は、発注者が実績等に関する中間報告を求めた場合には、その都度報告すること。

7 業務実施計画書

受注者は、本業務の委託契約締結後20日以内に、次に掲げる事項を記載した業務実施計画書を提出すること。内容の変更が生じる場合は、都度発注者に報告し、協議を行った上で事業を実施するものとする。

- (1)委託業務の名称
- (2)業務場所、業務内容及び実施方法
- (3)業務工程表
- (4)業務従事者、実施体制及び連絡体制

8 業務完了報告書

本業務完了後、事業の実施状況や参加者名簿等の実績を、写真等とともに掲載した任意の様式の実施報告書を作成し、発注者へ提出すること。本業務で作成した各種資料、広報物、アンケート等のデータについても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

- (1)提出形式 紙媒体2部及び電子媒体 (CD 又は DVD-ROM) 1枚
- (2) 提出期日 令和7年3月14日(金)
- (3)提出場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県行政庁舎6階南側) 宮城県企画部地域振興課 移住定住推進班

9 対象経費

本業務の実施に伴う対象経費は、本仕様書4に掲げる業務を行うために必要な経費とする。また、本業務の運営に必要な備品等は、受注者が配備するものとし、それに要する経費及び本業務に係る管理費等の経費は、委託金に含むものとする。

なお、次に記載する経費は、対象として認められない。

(1) 土地・建物を取得するための経費

- (2) 施設・設備を設置又は改修するための経費
- (3) その他本業務との関連が認められないと発注者が判断した経費

10 秘密保持

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない 第三者に漏らしてはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、 その他適正な管理のために必要な措置を取ること。また、業務完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等を、発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
- (3)受注者は、対象者の個人情報を関係機関と共有する際は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な措置を取ること。
- (4)受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)及び別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

11 情報セキュリティ

- (1) WEB 配信を行う際は、別記 2 情報セキュリティ特記事項を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- (2) 受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- イ 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分(TO(宛先)、CC(カーボン・コピー)、BCC(ブラインド・カーボン・コピー))、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
- ロ 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の送信先の電子メールアドレスが分からないよう送信先の電子メールアドレス区分を BCC に設定すること。
- ハ 重要な電子メール (個人情報又は機密情報を含むメール、以下同じ。) を送信する場合 は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
- ニ 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認 すること。

12 再委託の承諾

- (1) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、 あらかじめ県の承諾を得たときはこの限りではない。なお、再委託を行う場合であっても、 再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に関して、受注者は責任を負うものとする。
- (2) 再委託について県の承諾を得る場合には、再委託先の概要、体制、責任者、業務内容、契約金額及び経費内訳を明記の上、事前に書面で県に申請すること。

13 その他

- (1) 受注者は、業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と 密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2)業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要が生じたときは、発注者と協議の上、発注者の指示に従うも

のとする。

(3) 受注者は、本業務の実施に当たり、関連法令及び条例等を遵守するものとする。